

岩手県告示第231号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあつては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあつては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成24年4月1日

表1 施設の利用料金

公園施設名	使用の区分		単 位		利用料金	
					一 般	学生及び生徒
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	1日までごとに		円	円
			半日までごとに	午前	54,350	18,370
				午後	19,340	6,630
			半日までごとに	午後	35,000	11,740
	1日までごとに			18,370	9,240	
	個人使用の場合	入場料等を徴収しない場合	1日までごとに		18,370	9,240
			半日までごとに	午前	6,630	3,360
				午後	11,740	5,860
1人1時間までごとに			普通使用（1回につき）	100	50	
	回数使用（11回につき）	1,000	500			
補助競技場	貸切使用の場合		1時間までごとに		450	200
野球場	貸切使用の場合		1時間までごとに	普通使用（1回につき） 平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	590	300
				普通使用（1回につき） 平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。）	300	150
			回数使用（11回につき）		5,900	3,000
ラグビーフットボール場、サッカー場	入場料等を徴収する場合		1日までごとに		9,910	4,020
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	普通使用（1回につき） 平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	470	240	
			普通使用（1回につき） 平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の	240	120	

			午前7時から午後0時まで (競技会に使用する場合を除く。)				
			回数使用 (11回につき)	4,700	2,400		
			1時間までごと に半面ごとに	普通使用 (1回につき)	平日 (1月4日から7月20日 まで及び9月1日から12月 28日までの期間において 午前7時から午後0時まで の間に競技会以外に使用す る場合を除く。)及び休日	240	120
					平日 (7月21日から8月31 日までの期間を除く。)の 午前7時から午後0時まで (競技会に使用する場合を 除く。)	120	60
回数使用 (11回につき)	2,400	1,200					
テニスコ ート	入場料等を徴収する場合	1日までごとに1面ごとに		7,000	3,700		
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごと に1面ごとに	普通使用 (1回につき)	平日 (午前7時から午前9 時までの間に競技会以外に 使用する場合を除く。)及 び休日	600	300	
				平日の午前7時から午前9 時まで (競技会に使用する 場合を除く。)	300	150	
			回数使用 (11回につき)	6,000	3,000		
登はん競 技場		1時間までごと に1面ごとに	普通使用 (1回につき)	200	100		
			回数使用 (11回につき)	2,000	1,000		

備考 「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び同月3日をいう。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡 声 器	陸上競技場	半日までごとに	4,670円
	補助競技場、ラグビーフットボール場、サッカー場及びテニスコート	半日までごとに	920円
審判用具		1式につき	1,690円
陸 上 競 技 用 具	鋼製巻尺 (20メートル)	1日までごとに1個ごとに	40円
	鋼製巻尺 (50メートル)	1日までごとに1個ごとに	70円
	鋼製巻尺 (100メートル)	1日までごとに1個ごとに	100円
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	80円
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	170円
	ストップウォッチ (10分の1)	1日までごとに1個ごとに	40円
	ストップウォッチ (5分の1)	1日までごとに1個ごとに	30円
ストップウォッチ (ラップ用)	1日までごとに1個ごとに	60円	

マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	340円
手旗(赤及び白)	1日までごとに1組ごとに	20円
バトン	1日までごとに1本ごとに	20円
ポール	1日までごとに1本ごとに	90円
抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30円
地(砂)ならし器	1日までごとに1個ごとに	60円
ライン引器	1日までごとに1個ごとに	40円
やり(男子用)	1日までごとに1本ごとに	50円
やり(女子用)	1日までごとに1本ごとに	50円
円盤(男子用)	1日までごとに1個ごとに	40円
円盤(ジュニア用)	1日までごとに1個ごとに	40円
円盤(女子用)	1日までごとに1個ごとに	40円
砲丸(7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
砲丸(5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
砲丸(4,000グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
砲丸(2,721グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
ハンマー(7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	50円
ハンマー(5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	50円
投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	300円
表彰台	1日までごとに1式ごとに	110円
ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	220円
コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	40円
走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	140円
フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	160円
電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	340円
風速計	1日までごとに1台ごとに	70円
スターテングブロック	1日までごとに1台ごとに	50円
角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30円
距離測定器	1日までごとに1個ごとに	330円
投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30円
ハードル	1日までごとに1個ごとに	50円
バー(跳躍用)	1日までごとに1本ごとに	40円
棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	340円
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	170円
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	100円
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	290円
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	110円
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30円
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	170円
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	340円
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	340円
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	340円

投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	340円
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20円
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30円
陸上競技用具の利用料金の合計額が11,190円を超える場合		11,190円
テント	1日までごとに1張につき	280円
ロッカー	1回につき	100円
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	2,170円
温水シャワー	1回につき	100円
会議室	1時間までごとに	180円
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	1,110円
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	370円
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110円
興行	1日までごとに		7,400円
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		3,700円